

令和3年5月栄町教育委員会会議定例会議事録

期日 令和3年5月26日（水）開会：午後2時 閉会：午後3時30分

会場 栄町役場2階第4会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	藤ヶ崎 功
委 員(教育長職務代理者)	中 島 宣 行
委 員	大 久 保 雅 從
委 員	弘 海 千 鶴
委 員	石 川 京 子

欠席委員 なし

説明のため出席した職員

教育総務課長	磯 岡 和 之
学校教育課長	鳥 羽 英 之
生涯学習課長	稲 葉 彰 司

職務のため出席した職員

教育総務課長補佐（書記、議事録）	鈴 木 康 夫
------------------	---------

傍聴人：1人

- 1 教育長開会宣言
- 2 議事の進行 中島宣行委員（教育長職務代理者）
- 3 署名委員の指名 弘海委員
- 4 会期 本日1日限り

5 教育委員の活動報告

令和3年 5月 「教育委員の活動報告」

月	日	曜	場所	活動名	内 容
5	12	水	教育長室	報告	第22回全国中学校選抜卓球大会に出場した栄中学校から、報告書並びに参加記念のタオルをいただきました。
	13	木	佐倉市	監査	印旛郡市文化財センターの監査を行いました。
	18	火	役場	面接	教育委員会内課長の期首面接を行いました。
	21	金	役場	会議	政策会議に参加しました。
			成田市	伝達	生存者叙勲を受章された大竹日出夫氏へお届けしました。
	24	月	佐倉市	会議	印旛郡市文化財センターの理事会に参加しました。
	26	水	役場	面接	教育委員会内課長補佐の期首面接を行いました。
定例会				令和3年5月定例会を開催します。(報告1件, 議案3件)	

藤ヶ崎教育長：

5月12日、第22回全国中学校選抜卓球大会出雲大会の報告書並びに参加記念のタオルを、栄中学校の校長先生が届けてくれました。また、1年生が加わった新年度の県大会では男子は準優勝、女子は3位と健闘したという報告も受けました。テレビゲームのeスポーツでなく、実際に汗を流すスポーツで体力・気力を鍛えてもらい、卒業した後も夢に向かって頑張る基礎を培うことができると信じています。

小学生の時期、中学生の時期でなければ獲得できない力、心情が、教育用語では「臨界期」とも呼ばれています。

例えて言えば、ピアノ習得に必要な「絶対音感」は小学校の低学年までしか育たない。技能で言うと、「水泳」「自転車」などの習得も、大人になってからでは、恐怖心が先立ち、習得が難しくなると、言われます。

遠い記憶ですが、小学校3年生の時でした。転勤してきた稲葉きみ先生が担任となりました。小林駅から布鎌小まで歩いて通っていらして、歩くには遠いので、着任早々の放課後、自転車乗りの練習を始められました。27名の子供たちが代わる代わる自転車の荷台を持って支えてあげたことを思い出します。練習の甲斐あって、稲葉きみ先生は駅から自転車通勤となりましたが、大人になってからの自転車習得は大変だと子供ながらに感じました。

臨界期という最適な時期を逃さず支援ができるよう努め、学校を応援してまいります。

13日、印旛郡市文化財センターの監査を行いました。先日話題となった幼稚園協会の通帳は数字のフォントが違っていたとの報道もありましたから、通帳をよく確認してきました。

18日、委員会事務局内3課長の期首面接を行いました。

21日、政策会議に参加しました。

24日、印旛郡市文化財センターの理事会に参加しました。

そして、本日、午前、委員会事務局内課長補佐級の期首面接を行いました。

以上、12日の臨時会から本日までの報告とします。

このあと、議案3件となります。よろしくご審議願います。

弘海委員：

私は、5月15日のサタデーわくドラと、5月21日のI I K Sに参加させていただきました。今年のサタデーわくドラの子供たちは、とても落ち着きがあるのと、勉強意欲がすごくあって、授業中も落ち着いて黙々とテキストをこなしたり、先生に質問したりしながら、本当にやる気のある子供たちばかりで関心しました。

休憩時間になっても机に向かっていて、聞いてみると「今日もらった宿題は、今やらないと家に持って帰ってやりたくないから」や「他の事をやりたいし」と言って、休憩時間を使って書き込んでいましたので、すごくやる気のある子供たちだなと思って感心しました。

あと、高校生のボランティアの参加もかなりの人数がいて、本当に助けられているなと思ったのと、栄町の子供たちの参加が少ないなと感じました。もう少しボランティアに興味がある子供たちが増えてくれたらよいなと思いながら、いろいろと観察していました。

あと、I I K Sの方も、保護者の方がコロナ禍であるので参加がほんとに少なく、6から7人程度しか、5校ある学校の中で、保護者が7人位しか来てなかったのですが、その中でも今年、川島竜太先生をお呼びして「コロナ禍で子育てを考える」というテーマで講習があったのですが、保護者同士で話をする機会があったりだとか、普段話ができないタイミングだったので、久しぶりに会う友達とおしゃべりができて、いろんな勉強もできて、楽しい有意義な時間を過ごせたなと思います。

石川委員：

私も、わくドラとI I K Sに参加してきました。前回のわくドラから、漢字ドリルの冊子の配布になっていますよね、今まではプリントだったので、これをわくドラで1冊やるんだという目標をいただけていることはよいなと感じました。

I I K Sの方も、参加型の内容でしたので、皆さん活発に意見を出しながら、このコロナ禍でも人と意見を交わすということは、精神衛生上もよいことではないかと思ひまして、とてもよい内容でした。

6 案 件

報告第1号 栄町伝統文化和装礼法親子教室の後援承認について

磯岡教育総務課長：

令和3年5月17日付けで、栄町伝統文化和装礼法親子教室伝承の会 代表佐保田博之氏から栄町伝統文化和装礼法親子教室について、後援承認申請がありました。行事の趣旨は、日本の生活文化・伝統文化である、着物の着装とそれに伴う礼法（マナー）を学ぶことを目的とするものです。

会場及び日程は、ふれあいプラザさかえにて、令和3年7月11日（日）、25日（日）から、申請書記載の日程で8日間行われるものです。

参加予定者数及び参加の方法は、申込方式で25名を予定しています。

行事の後援者として、栄町教育委員会を予定しております。

以上、報告第1号につきましては、共催及び後援規程の趣旨に沿ったものでありますことから、教育長が専決処分したものです。

議案第1号 栄町立学校における働き方改革推進プランの改定について

鳥羽学校教育課長：

議案第1号 「栄町立学校における働き方改革推進プランの改定について」提案理由及び内容についてご説明させていただきます。

栄町立学校における働き方改革推進プランの改定について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2項に基づき、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

栄町教育委員会では、平成30年9月に千葉県教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」（以下「県プラン」とします。）に基づき、平成31年2月に「栄町立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、令和2年6月に一部改定を行ったうえで、本プランに基づいて、学校の業務改善及び教職員の意識改革などに取り組んできたところです。

令和3年3月の県プランの改定を踏まえるとともに、令和2年度に実施した「栄町立学校における働き方改革推進プラン」取り組み状況調査等を踏まえ、本プランを改定いたしました。

主な改定内容については、新旧対照表でご確認ください。

1つとして <令和3年5月改定>の2ページからの「学校における働き方改革の目標」についてです。県の目標を踏まえ、栄町でも、『子供と向き合う時間を確保できる教職員の割合』が令和5年度末までに100%、『勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合』が令和4年度末まで100%となるよう、段階的に引き上げる。」としました。

2つとして <令和3年5月改定>の5ページからの「変形労働時間制」についてです。本制度は、令和3年度から導入が可能となったものであり、栄町教育委員会や学校において講ずべき措置等、様々な留意事項について遵守する必要性があり、その内容について表しています。具体的には、1年単位の変形労働時間制を導入するための条件等について、規則に定められた時間の範囲、教育職員に関する措置、学校に関する措置、留意点について明記しました。

3つとして <令和3年5月改定>の7ページからの「具体的取り組み内容の更新」についてです。令和2年度の調査結果等を踏まえ、具体的取り組み内容（チェックリスト）の内容を更新しました。これについては、別紙の学校の具体的取り組みチェックリスト（令和2年度用）をご覧ください。1番～26番が令和2年度の具体的取り組みです。26番以降の斜線は令和3年3月に改定された県プランにより新しく設けられた具体的取り組みです。また、%の欄が栄町の令和2年度の達成状況となります。◎は当初予定していた令和4年度までの目標をクリアしたもの、○は令和2年度の目標をクリアしたものです。

次に、学校の具体的取り組みチェックリスト（令和3年度用）をご覧ください。一番左は今回栄町で改定する具体的取り組みの番号、次は、令和3年3月に改定された県プランにより新しく設けられた具体的取り組み、次は、改定前の栄町プランの具体的取り組みです。パーセントの欄は先ほどと同様、栄町の令和2年度の達成状況で、達成欄も同様です。これにより、一番左の欄の番号の11番以降の、令和2年度の達

成率が100%の項目については、目標設定項目からは除き、今後も継続して取り組むべき項目としました。

同じく1、7、11、16、20番については、内容が類似しているため統合し、項目を精選しました。

また、3、4、5、6、8番は、先ほど斜線と紹介した、令和3年3月に改定された県プランにより新しく設けられた具体的取り組みについて示しています。

最後に、本プランの16ページをご覧ください。25、26番として、1年単位の変形労働時間制の実施状況を把握するため、「学校における働き方改革推進プラン」取り組み状況調査において調査するようしています。

以上が、今回改定する「栄町立学校における働き方改革推進プラン」の主な改定内容となります。

石川委員：

変形労働時間制の導入についてお伺いします。新プランの5ページに1年単位の導入について設定されていますが、5月5日の千葉県議会だよりを見た時、文教常任委員会の質問の中で、変形労働時間制は1年単位だが4月から開始しないといけないのか、また、変形労働時間制を全ての学校で導入しなければならないのか、という質問に対して、答えとして、4月から開始する必要はなく6月からの3か月間など期間を設定し実施することも可能であると出ていました。

変形労働時間制について、一般の企業で導入しているところもあり、残業に関して難しい部分もあるような制度だと、でも、上手に使えば、真夏はあまり忙しくないなど、1年の中でバラつきがある職種に関しては有効であるのではないかと書いてあって、その方々の前年度の実績とかに応じて、これが導入できるか出来ないかという形になるということも知りました。各々によって違うので、校長先生や教頭先生が管理するうえですごく大変なのかなと思いました。その辺りのところを栄町としては対象となりそうな先生がいらっしゃるのか、どうなのかという部分と、そうではなくて、どんどん取り組んでいこうという考えでいらっしゃるのか、少しでも道筋みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

鳥羽学校教育課長：

町のプランを策定するにあたって、千葉県が出している働き方改革推進プランを基にして、その内容に準じるような形で取り組んでいます。県の方も、学校職員の勤務時間等に関する規則を一部改正して、県立学校の校長先生（管理職）が職員の勤務時間をきちんと把握をして、この制度に取り組むようにというような変更内容になりました。他にも規則の改正として、これは義務教育学校全てに当てはまるのですが、夏休みとかを活用して、変形労働時間制に対応してもよいという内容が盛り込まれましたので、それに準じて、町でも新しく規則の改正と学校の県の働き方改革推進プランの改正に基づいて改正したということでございます。県の方も今調査をしております。

て、できるだけ多くの市町村でこの取り組みが実践されるように聴き取りやアンケート調査を実施しているところです。栄町としても県のプランが出ておりますので、これに準じて取り組むことが必要であろうということで今回改正いたしました。

校長先生は、勤務時間を在校時間の記録をしなければいけないということもありますので、校長先生方には大変だとは思いますが、校長の職務としては職員のサービスを監督するという責務もありますので、その一環として働き方もそうなんですけれども、正しく勤務時間、時間内の勤務をきちんと把握して、職員一人ひとりの働き方改革に学校として取り組んでいただくようお願いしたいと考えております。

石川委員：

校務支援システムを活用できれば少しは違うと思いますが、できないとしたら、管理職の先生方が本当に大変なことになると思いますので、働き方改革になるのか疑問です。

藤ヶ崎教育長：

少し補足いたします。校務支援システムを各学校に入れているので、職員はＩＣカードを朝出勤時にタッチし、帰りの退勤時にもタッチして、その間の学校にいる時間が積算されて、翌月の４日には教育委員会に報告がくるということを聞いていますので、校長は職員が朝何時に出勤したとか見てなくても問題ないと思います。

石川委員：

いろいろと制約というか範囲というか、ここにきちんと明記されているんですが、例えば始業から終業までの一定時間以上の継続した休憩時間を確保するとか、そういうこともきちんと組み込まれるようになるのでしょうか。

先生ですから、看護師さんのように休憩を切り上げてすぐ戻るというようなことは無いでしょうけれど、読んでみるとすごく難しいやり方のような気がして、できるのかと思います。

藤ヶ崎教育長：

難しいですけれども、石川委員のように教員を性善説で捉えていただいている方でしたら、休み時間も休憩もなくて大変だなと思っていただける方と、教員はずっと休憩しているのではないかと思われる性悪説の方もいまして、本来なら労働基準法では６時間から８時間までは４５分間の休憩が必要で、８時間を超える場合は６０分間を一斉に与えなさいとなっています。

しかし、先生方は給食指導などもありますから、４５分休憩となると指導に影響がでてしまいます。以前、ある市で教員の給食費に補助がなくなり、ないのなら給食を食べずに外食に行き、１時前に帰ってきますけどそれでよいですか、ということになってしまいました。ですから、４５分の休憩を分けてもよい、一斉に取らなくてもよ

いということになりまして、A勤務・B勤務とあり、担任と校長、担任以外と教頭と分けて取ります。それで何かあった場合は、誰かがいるということをも勤務時間条例の応用ということで、県がそうしなさいと言ってくれています。そうしないと、4時間目が終わったらすぐに外食に行ってしまう。そうすると、給食も子供たちで適当にやれとなってしまいます。

何十年も前は、県内でも休憩時間を勤務時間の最後に回して、4時位に帰ってしまうところもあったようですし、県外でもあったと聞いています。その為、休憩時間は勤務の途中に取りなさいとなったものです。

石川委員：

連日の勤務になった時も、もし1年単位の変形労働時間制の導入をした場合、その対象者は6連勤までが限度だということもあったので、部活動で試合が詰まってしまった時は6連勤になる場合もありますので、校務支援システムで把握できることになるのでしょうか。

藤ヶ崎教育長：

大会の会場へ直接行ってしまう場合もありますので、わざわざ学校へ来てICカードを押してから千葉に行けとは言えません、不利益になりますから。その辺は服務整理簿というものがあまして、そこで管理していますので土日勤務した場合は4時間以上だったら手当を支給することになります。

石川委員：

休日手当ということですね。これは変形労働時間制でも通常どおり払っていかねばいけないということですね。

藤ヶ崎教育長：

そうです。校長も、ICカード等で行いますから大変なことではないと考えています。

4月当初は、入学式の準備や学級事務だとかで、7時8時までやる時もあるので、余ったところを夏休みに休ませてあげようという制度ですから、お互いによいのかないと考えています。

普通の一般企業でしたら、7時まで勤務したら2時間の時間外手当が100分の125で職種によっては大体2,500円とか3,000円とかの時給で支給されるのですが、教員の場合は残業手当という制度がありません。性善説ならよいのですが、性悪説だと子供と一緒に遊んでいるのは休憩ではないのかという人もいますので、認めてくれてないですね。今回、財務省に文科省が言っているのですが、性悪説で捉えられているのです。ですから残業手当は教員には無いのです。

残業手当があつて、財源もたくさんあつて残業代も払うよと、1時間2500円払

うと言ってくればよいのですが、部活動で土日4時間以上出勤して1800円の手当てです。

感覚が全然違うのが現状です。

石川委員：

先生方というのは自分の身を粉にして子供のために働いてくださってありがたいなど、聖域の仕事だなどずっと思っていました。

そういった部分での後押しや、金銭的なこととも、もっとしっかりできることが先生方の本当の働き方改革になることを期待しています。

中島委員：

チェックリストのパーセンテージの数字が目立つのが、教材費等の銀行振り込み、口座引落が20%になっているのは栄中だけということですか。

小学校は難しいのでしょうか。

鳥羽学校教育課長：

そうですね。目標を達成するために事務部会の先生方に、栄中学校の例を参考にし、どうやったらできるかを摸索してもらえるようお願いしているところです。

中島委員：

小学校と中学校で違いがあるのですね。

鳥羽学校教育課長：

そうですね。小学校でも中学校と同様に導入できるとよいかなと考えています。

そうしなければ、お金を集金して、数えて、支払先に渡す、渡せない時に現金をどうするかなどリスクがありますので、総合的に考えて口座を活用することができればよいと考えています。

藤ヶ崎教育長：

保護者委員に、小学校の時と中学校の時と、集金関係がどうだったのかお話を伺いたいと思います。

弘海委員：

以前、教育委員になって2年目の時に、振込先が安食小は郵便局しかなく、他の銀行にしていただけであれば引落しもきちんとできて、手間が少しは減るのではないかと話させてもらい、それで銀行を増やしてもらい、引落しに関してははすごくありがたくて、入金しておけば勝手に引き落としてくれますから。

それでも、その都度その都度金額も違うので、持っていかないといけない場合も出てくるとは思います。先生方が大変なのもわかるのですが、保護者としてはやはり持たせて終わるのであれば、そっちの方が楽と思う部分もあります。

中学校になると部活動で、早く行ったりすると先生に会う時間がないので、反対にお金を預けたりするとお金を紛失するのではないかと不安もあったりするので、持っていかせたら紛失するような環境になってしまっても困るので、振込みがあった方がよいかと思います。

やはり、小学校と中学校の保護者としては大分価値観も変わってくると思うし、持たせる金額も変わったりするので、その辺はどうなのかなと思います。

持たせてしまうと、先生の手間がかかる訳なので大変だなという思いと、保護者としては預けるだけで済むなら楽かなという思いもあり、どっちもどっちだというのが正直なところです。

藤ヶ崎教育長：

ありがとうございます。

大久保委員：

やはり朝練なんですよ。中学校へ行くといろんな部活動を行っていて、鞆を教室におかずいろいろなところに置くんですよ。部室も活動しているところから離れて見えにくいところがあるので、紛失・盗難で特に学校が荒れている時などは頻発して、誰が盗んだとか疑心暗鬼になったり、全校集会まで何回もなって、結局犯人を見つけることが難しいこともあります。振込みができるだけできた方がよいのではないかとつくづく思いました。

藤ヶ崎教育長：

栄町の場合は、アシスタント教員に集金等はやってもらいますから、担任は大分楽になると思います。私も担任をしている時には、大久保委員と同じように集金袋が盗難されたということが結構ありました。それが、子供だけではなくて外部の者が来るということもあるんです。あの学校は何日が集金日だと知れてしまって…それで、保護者のふりして入ってくることもありましたので、本来は前金として2000円ずつ引落ししておいて、後で中学校のように調整でお返しするとかが一番よいと思います。千葉市もそうなんです。

保護者の方がよいというのであればそれが一番よいと思います。

弘海委員：

あとは家庭の事情で引き落とし日に間に合うか間に合わないかの家庭があると思うので、その辺の引き落とされなかった時の対応で先生方の手間がかかったりして、どちらにしても難しいところだと思います。

藤ヶ崎教育長：

何しろ、一つ一つの袋を確認すると430円のところ、420円しか入っていない時もあるんです。朝来たら机の上にかけて、自分で数えてOKとするのですが、一人ずつやらないと空っぽの時もあったりします。

弘海委員：

去年PTA会費の確認をやっていたら、みんなで確認をしながらやってはいるのですが、お金が全く入っていない時があって、それを伝えなければいけないと思いつつも、事実でも言いづらいことがありました。

藤ヶ崎教育長：

朝、子供たちが自分で開けて、教師と子供の目で足りている、足りていないって確認しなければ、袋だけ集めてしまっただけで自分で確認すると、中身が入っていないとなる、本当に気を使う作業です。

弘海委員：

本当は引き落としで確認できる方が、確実に管理できて記録としても残るのでよいのでしょうか、中々難しいところですね。

藤ヶ崎教育長：

教員がやらなくても、アシスタント教員がすごく気を使って行っているなど思いません。

大久保委員：

本人は持ってきたと、でも盗まれたということで大騒ぎになり、結果的には親が入れ忘れたということになりましたけど、反対にお母さんの方から盗まれたのではないかとその意見に対して、お父さんの方は違うだろうと夫婦で意見が分かれたり、学校の方でも授業を中断して対応したこともありました。

お金の問題は難しいと思いました。

弘海委員：

小学校の保護者が中学校みたいに前金で払って、あとで戻ってくるならよいよということで承認を得られれば、それが一番確実なのではないでしょうか。

藤ヶ崎教育長：

中学校の場合は、卒業記念品とかに充当するなどして、上手にやっています。

弘海委員：

卒業式の時に、承諾書だけ持って行って、名前と印鑑を押して残金を受け取るので、うちは去年コロナの影響で修学旅行が無かったものですから、非常に大きなお金が戻ってきて嬉しかった記憶があります。

中学校はそういった楽しみがあるってことで、小学校の保護者も納得してくださるのではないのでしょうか。保護者会で配るとすると保護者会への参加率も上がるでしょうし。

藤ヶ崎教育長：

以前は、栄東と栄と2つありましたが、今は1校だけですので、同じ口座で継続できれば、そのまま終わってしまうと思うのですけれど。

ありがとうございました。

《審議結果》

承認

議案第2号 栄町教育支援委員会委員の委嘱について

鳥羽学校教育課長：

議案第2号 「栄町教育支援委員会委員の委嘱について」提案理由及び内容についてご説明いたします。

栄町教育支援委員会設置条例第4条第1項の規定により栄町教育支援委員会委員に別紙の者を委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により栄町教育委員会の議決を求めるものです。

4月の教育委員会議でご可決いただいた、教職員の異動に伴う、欠員の補充で新しく委員になられた方を含め、すべて前回と同じ方の委嘱となり、別紙のとおりとなります。

《審議結果》

承認

議案第3号 令和3年度栄町一般会計教育費補正予算第1号について

磯岡教育総務課長：

議案第3号 令和3年度栄町一般会計教育費補正予算第1号について提案理由及び内容についてご説明いたします。

令和3年度栄町一般会計教育費補正予算第1号について、議会の議決を求めるべく

栄町教育委員会行政組織規則第7条第3号の規定により町長に申し入れることについて、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

栄中学校の本館音楽室空調工事としまして200万円予算計上しています。

現在の音楽室は、以前PTAで設置したと思われる家庭用エアコン1基が設置されていますが、教室の規模に対応できない能力であり、特に近年の温暖化により室温が38度を超えるなど学習環境に適さないことから予算計上するものです。

鳥羽学校教育課長：

次に学校教育課です。1・2・3・6は新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用するものです。1は、現在ご勤務いただいております、この6月で契約の終了するICT支援員を7月から12月までの6か月間延長契約するもの、2は、感染症対策の消耗品について当初予算から振り替えるもの、3は、現在契約している遠隔学習支援ソフトラインズの当初予算分を振り替えるもの、6は、給食センターの衛生的作業環境の向上のため、スポットクーラーを設置するものとなります。4・5は、中学校の海外派遣を中止したことによる減額補正となります。

稲葉生涯学習課長：

歳入についてです。当初予算の際には、補助金の採択が決定してから補正予算対応することとしておりまして、事業補助金の結果を受けて6月議会に補正予算として計上したものです。

1. スポーツ振興くじ助成金（t o t o）において、「さかえスポーツフェスタ～誰もがオリンピックを目指して～」の事業が採択され、2,106千円の交付決定がありましたので歳入計上しています。補助率は対象事業費の4/5です。
2. 長寿社会づくりソフト事業（地域社会振興財団）において、「ドラム自然楽校」の事業が採択され、1,000千円の交付決定がありました。補助率は対象経費に対し100%で、1,000千円が上限となっていますので、今回1,000千円の歳入を見込むものです。
3. ドラム自然楽校では、参加者から負担金一人2,000円を徴収しますので、40人分の80千円を計上しました。

次に、歳出になります。

1～6は「スポーツ・レクリエーション交流事業」として、スポーツフェスタの講師へ報償費、消耗品費、ポスター・チラシの印刷製本費、参加者保険代、PRのための委託料、卓球台の備品購入費として合計2,736千円を計上しました。

次の新型コロナウイルス感染症緊急対策として国から配分された第3次分の地方創生臨時交付金を活用するものです。

1. 学びの拠点予防対策事業として、ふれプラ来館者に対する感染予防物資、消毒用次亜塩素酸、アルコール、スプレーボトル、ペーパータオル、使い捨て手袋、ビニール袋を購入するもので、消耗品費として802千円を計上しました。

2. 公共的空間安全・安心確保事業として、施設の換気機能を強化するため、ふれあいセンター内の老朽化しているブラインドの一部を交換する工事請負費として378千円を計上しました。
3. ドラム自然楽校等体験学習事業として、実施団体の「ドラム自然楽校実行委員会」へ補助金として支出するため、1,000千円計上しました。

石川委員：

ふれあいプラザさかえに検温器を置く予定はないのでしょうか。

稲葉生涯学習課長：

昨年、特に来館者用ではないのですが、事務室への出入りや事業の際に検温するために購入しています。

建物に入った時点での検温器は、特に予定していませんので今回も要望していません。

今年度中に、地方創生臨時特別交付金の申請がありましたら、協議させていただいた中で、必要と判断した場合には今年度中の補正で考えていきたいと思えます。あった方がよいですか。

石川委員：

私はあった方がよいと思えます。

磯岡教育総務課長：

検温器も置けば置いたで問題もありまして、例えば熱が出ている人が来た場合の対応の仕方とか協議されてないため、そうなった場合誰が止めるのか、入ってしまったらどうするのかなど苦情等が出ています。

5階の税務課の申告会場に設置してあったものを、1階に置くとなった時に、いろいろ問題がありましてストップしています。

石川委員：

私の考えが及ばないような問題が発生することがあるのですね。

大きい施設についてはたくさんの方の出入りがあるので、役場もそうですけれど、ふれあいプラザさかえも今回は残念ながらリバーサイドマラソンは無くなってしまったので、遠くから来る方も居なくなってしまったとは思いますが、必要かなと私は常々思っています。他の県内施設を利用しますと、検温器があつて本当に熱があると事務室の方に「ピー」と知らせが入って、入館を遠慮していただくというのを実際に直接見たもので、こういった水際で対応できることって大事なのかなと思えます。

藤ヶ崎教育長：

先日県庁に行きましたところ、入口が2箇所に制限されていて、そこには必ずガードマンが居ます。ガードマンが大丈夫であると確認できたら記録簿に書いて電話番号書いて入れます。また、日医大にもありまして、やはりガードマンが居ます。やはり機械と制御する人が居ないと難しいと思います。

弘海委員：

おそらく検温しなければならない場所があったらやらなければならないと思いますが、ガードマンがいない場所であれば、検温しても大丈夫だと自己判断でそのまま素通りしてしまうため無くてもよいと思います。

機械は、結構高いものなのですか。

藤ヶ崎教育長：

出だしの頃は80万円と聞いたことがあるのですが、今は安いものだと4～5万円位だと思います。

石川委員：

体温のすごく早く表示されるものがありますよね。

弘海委員：

それこそ、2階の税務課のところにあったものも、すごく早く反応していましたね。

石川委員：

消毒もすぐ出て安心感がありました。

磯岡教育総務課長：

病院とかに必ずあって、補助の人が必ず立っていて、消毒の指導とか熱があれば対応してくれると思うのです。役場はそのための人を雇っていないため、健康介護課の職員が来るとか、そこまで決めてないまま進んできてしまったので中断している話を聞いています。

藤ヶ崎教育長：

役場の職員が、熱があるから駄目だよと強制的に遮ることはなかなか難しいと思います。外部のガードマンの権限でやらせるのがよいと思います。

石川委員：

よくわかりました。ありがとうございます。

弘海委員：

本人が通った時に発熱があることを認識して、去ってくればよいのですが、用事があってくる訳ですから、その用事をさっと済ませてしまってから帰れば問題ないと思われたら、やはり立ち去ることもないでしょうし。

藤ヶ崎教育長：

役場で熱を測らせるのはよいのですが、それを止めなければいけないという点で人権にも配慮しなければいけないですから、本当に0.3度高いからといって絶対駄目だと制限しなければならないのかとか難しいところがあります。

弘海委員：

先日成田市に行ったのですが、成田市には置いてなくてそのまま普通に出入りできました、印西市には確か置いてありましたね、置いてあるからと言って横にガードマンがいるということも無かったです。とりあえず置いてあるだけという感じでした。

場所によってあるところと無いところがあるみたいですね。

石川委員：

熱が高いと「ピー」と音がして、近くの人が駆け付けるシステムみたいです。

県内でそういうことに遭遇しました。ご高齢の男性が何のためにその施設に来たかはわかりませんでした。確かに具合が悪そうにしていまして、近くで施設の方が介抱していて、ご家族に連絡とりましょうかと声をかけていたのでよかったです。

藤ヶ崎教育長：

本当に善人でしたら、きちんと体温を見て適切に判断してくれるのでしょうかけれど、名古屋の男性みたいに感染してても、飲みに行っているような人もいますから。

石川委員：

ありがとうございました。

《審議結果》

承認

7 その他

磯岡教育総務課長：

6月の行事予定表の確認です。16日（水）ですが、本来勉強会としているところですが、令和4年度採択用中学校使用教科用図書協議会として開催させていただきたいと思います。午後2時からこの場所で開催する予定です。

それと、30日（水）教育委員会会議を午後2時から同じ場所で開催しますのでご

出席をよろしく願います。

鳥羽学校教育課長：

どの学校も引き続き、感染症対策をしっかりと行い、円滑な学校運営を行っていたでいています。

各校の学校行事等についてですが、6月に予定していました栄中学校の修学旅行は方面を変えずに秋に変更の予定、布鎌小・安食台小の宿泊学習は実施予定となっています。

5月20日に2部会大会、6月1日に郡大会が予定されていた小学校陸上大会は新型コロナウイルスの感染症対策のため中止となっています。また、栄町の小学校の体育科水泳学習も、昨年度に引き続き中止としています。各校の校外学習や中学校の部活動などは、感染症対策をしっかりと行いながら実施しているところです。

G I G Aスクール構想関係、タブレット等の活用の状況ですが、今年度は、昨年度から勤務いただいている内田洋行から派遣されているICT支援員の木内さんに加え、教育総務課の任期付き職員である五十嵐さん、今年度から給与の半額を国のG I G Aスクールサポーター配置促進事業を活用し採用している会計年度任用職員の原さんが、各校週1回ずつ訪問し、支援を行っているところです。また、必要に応じて学校教育課のICT担当北川指導主事も支援に伺っています。現在は、支援員3人が、同一校へ訪問し、木内支援員のノウハウを身につけながら支援しているところですが、今後は、それぞれ分かれて各校へ伺う日数を増やしていくよう計画しています。また、先ほど、6月補正の説明をさせていただきましたが、総合教育会議でのご提言を受け、町長が認めてくださったことにより、今6月議会において、この6月で採用期間の終了する木内支援員さんについて、臨時交付金を活用して本年12月まで延長採用するように計画しています。これによりさらに充実した支援ができるものと考えています。ICT支援員のご支援により、各校ともにタブレットの活用について「特別なこと」としてではなく、当たり前環境になりつつあると考えます。

学校教育課では、先日、各校宛てタブレット活用のガイドラインを送付し、一層の活用の推進を依頼しています。また、各家庭にもタブレットの使い方のルールを送付し、安心・安全で効果的に活用できるよう周知をしているところです。同時に家庭にあるパソコン等で学習支援ソフト「ラインズ」による学習ができるかどうかの調査も行いました。これにより、タブレットの持ち帰りについても必要かどうかの確認を行うことができましたので、今後、タブレットの持ち帰り等を含め、家庭でも学習ができる環境を確認していきたいと考えています。

学校からは、活用が進んでいる中で様々な課題も挙げられているところですので、引き続き支援員さんと連携しながら、各課題に対応していきたいと考えています。

次に、栄フューチャースクールわくわくドラムについてです。

5月15日（土）から今年度の栄フューチャースクールわくわくドラムが、ふれあいプラザを会場として始まりました。

参加者は、小学校3年生2名、4年生15名、5年生16名、6年生15名の計48名、中学1年生8名、中学3年生8名の計16名、小中合計64名の申し込みがありました。支援いただくボランティアの方は、地域支援者18名、大学生9名、高校生102名の計129名の方に携わっていただくことになっています。ボランティアの高校生の中には、小・中学生でわくわくドラムに参加していた方もおり、これまで継続して取り組んできた本事業の広がりを感じるどころです。

今年度は、小学校3年生の参加が少ないこと、中学校2年生の参加が無いことが少し寂しいところですが、児童生徒の学力向上と学習意欲向上に向けて、ボランティアの皆さんの協力を得ながら取り組んでいきたいと考えています。

次回は今週末5月29日（土）の予定です。

次に、ゆうがく館の土曜日開催についてです。

4月の教育委員会議でご承認いただいた、教育支援センター「ゆうがく館」の土曜開催についてですが、4月24日（土）から開館を開始しました。希望した中学生1名が、10時30分から12時まで登館しました。中学生については、同じく改正した内容である町内在住の中学生で、栄中の籍ではありませんが、昨年度より登館している生徒で、24日も学習をしたり、卓球をしたりして過ごしました。お昼を用意してきていなかったため、午前中のみ登館となりました。5月8日、22日も同様に、中学生1名が登館しました。登館時間、活動内容は4月24日とほぼ同様でした。指導員は、4月24日と5月8日は担当の藤田先生、5月22日は鈴木（佳子）先生に、他の日と振り替える形でご勤務いただきました。現在ゆうがく館には、他に小学生1名が登録していますが、小学生は、事前調査では参加を希望していましたが、実際の登校日調査では希望を挙げておらず、登館していません。今後も、継続して児童生徒の登校支援に取り組んでいきたいと考えています。

最後に、今年度から第1回目の英語検定に対しても対象に加え、助成を行うこととした英検助成事業についてです。

5月28日（金）に行われる、第1回英語検定助成利用者は63名です。内訳は5級10名、4級22名、3級27名、準2級3名、2級1名です。

本事業の、令和2年度の実績ですが、全体の合格者の割合は62.8%、令和元年度は48.3%、各級の受検者に対する合格者の割合は5級79.5%、同じく令和元年度は82.8%、4級53.7%、同じく62.2%、3級60%、同じく26.8%、準2級50%、同じく22.2%、2級は令和元年度、2年度ともに合格者無しという結果でした。

今後も本事業の周知を広め、多くの生徒が受検することができるよう、また、これを通じて普段の英語学習がより効果的に行われ、学力の向上に結び付くよう支援してまいります。

稲葉生涯学習課長：

1. ドラム自然楽校開校式が6月13日（日）に実施されます。本来であれば5月

開催予定でしたが、房総のむらの団体利用の規制から使用できないということから、内容を変更して延期する形になります。

竜角寺台小学校地域学校協働本部事業の花植えが17日（木）に、青少年相談員とスポーツ推進委員の合同事業の子供スポーツ大会がふれプラで20日（日）に、図書室ボランティアによるおはなし会がキッズランドで26日（土）に、スポーツ推進委員による体力調査大会が安食小で27日（日）に実施されます。

2. コロナ禍における生涯学習課の対応についてですが、放課後ふれあい教室（月2回）ですが、5月から開始を予定していましたが、安食小、布鎌小ともふれあい推進員の会議に出席しましたが、コロナ禍ということで1学期は中止となりました。

8月の時点で状況を見て、9月以降の開催という形で進むと思います。

さかえりバーサイドマラソンは、来年2/20予定でしたが中止が決定しました。町民プール一般開放につきましても、7/25～8/22実施予定でしたが、コロナ禍のため中止が決定しました。

オリンピック・パラリンピックの観戦ということで、安食小学校は8/27、28、30に予定していましたがキャンセルとなりました。布鎌小は8/6のレスリングに100名で参加の予定です。

最近連絡がありまして、印旛郡市民スポーツ大会（7/3～18）の中止が決定しました。

また、秋に予定しておりましたセンチュリーライド、これはふれあいプラザさかえから銚子までの自転車競技ですが、中止の連絡がありました。

3. 図書室購入図書（5月分）についてですが、一般書42冊、児童書6冊ということで、人気・話題本をネットで調査し、新聞に掲載された書籍やベストセラー本や、ふれプラ図書室で手薄な分野の資料を選書しました。

4. 令和2年度体育施設利用状況についてですが、4月の教育委員会議で房総のむらテニスコートの利用状況について聞かれており、体育施設の年度での利用状況がまとまりましたのでお示ししました。

令和2年度は、コロナ禍により施設の利用制限がありましたので、房総のむらテニスコートの利用状況としましては、令和元年度実績から水と緑の運動広場のテニスコートの利用者数の22%強が利用されております。ちなみに、房総のむらテニスコートが2面、水と緑の運動広場のテニスコートが4面ですので、1面当たりの利用率としては、水と緑の運動広場のテニスコートの約45%の利用率となります。なお、ふれあいプラザさかえの利用状況については、新型コロナウイルスによる利用不可日や還付の関係で集計を実施しているところですので、集計完了しましたら、改めてご報告いたします。

由井給食センター施設長：

6月の「献立表」ですが、全体で21回配食いたします。エネルギーが806kcalで、タンパク質が31.1g、脂質が26.5g、食塩相当量が2.6gとなつ

ています。これは毎月1回発行しているものです。

次に盛付表ですが、これは学校クラスごとに掲示していただいて、どのように何を盛り付けるのかを示しています。子供一人ひとりにトレー1枚、四角い皿1枚、ご飯の椀、汁物の椀、スプーン1本の食器が渡されております。箸は各自用意してもらうものになっておりまして、給食の時に使う時は持ってきてもらうことになっています。

次に「食育つうしん」です。これは、毎日の給食の時に読んでもらうものが書かれています。各学校放送委員が給食の時に、この「食育つうしん」を読んで、食に関することを学んでもらうために放送を行ってもらっています。

続きまして、「給食だより」になります。栄養士の印旛地区の部会がありまして、その関係市町共同で作成しまして、各学校に掲示してもらっています。

これについては、栄養士が担当制になっておりまして、食に関することを毎月作成しまして、各学校で掲示してもらっています。

8 教育長閉会宣言

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

藤ヶ崎 功

会議録署名委員

弘海 干鶴